



令和元年 10 月 15 日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

## 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

また、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革や夏の生活スタイル変革（ゆう活）に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業の労使間での協議等を通じて「働き方の見直し」が進むよう、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

その際、受託企業の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行うなどの「しわ寄せ」が生じることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和 2 年 4 月 1 日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなります。

- このため、長時間労働の削減等の問題について、厚生労働省においては、
- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
  - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

愛 媛 労 働 局

